

公募型プロポーザル方式による業者選定実施公告

長浜市ふるさと寄附推進事業業務委託について、公募型プロポーザル方式により契約の相手方の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和6年5月14日

長浜市長 浅見 宣義

1 業務の概要

(1) 業務の名称

長浜市ふるさと寄附推進事業業務

(2) 業務の目的および内容

「長浜市ふるさと寄附推進事業業務仕様書」に記載のとおり

(3) 業務期間

契約締結日の翌日から令和9年9月30日まで（長期継続契約）

ただし、運用開始予定日は令和6年10月1日とする。

2 参加資格

1の業務に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に参加することができる者は、次に掲げる要件に該当する者とする。

(1) 長浜市入札参加停止基準要綱（平成24年長浜市告示第213号）に基づく入札参加停止措置を現に受けていない、または、提案時において長浜市入札参加停止基準要綱の別表第1および別表第2の各号に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(4) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するな

ど、直接的または積極的に、暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

3 選考方法

上記2の参加資格を満たしているプロポーザル参加者によるヒアリング審査を行い、その内容を長浜市ふるさと寄附推進事業業務プロポーザル選定委員会において評価し、受託候補者の選定を行う。

4 応募手続等

(1) 担当部局（書類の提出先および問い合わせ先）

長浜市未来創造部未来こども若者局未来こども若者課

担当者：小川、狩野、堀井

滋賀県長浜市八幡東町632番地

電話番号 0749-65-6371

FAX番号 0749-65-4006

E-mail mirai-kodomo@city.nagahama.lg.jp

(2) 実施要領等の交付

実施要領その他の資料の交付については、次のとおりとする。

ア 交付期間

令和6年5月14日（火）から6月27日（木）までの午後5時15分までとする。

イ 交付場所

長浜市ホームページにおいてダウンロードするものとする。

ウ 交付する書類

実施要領、仕様書、様式等

(3) 実施要領等に対する質問期限および回答

ア 実施要領、仕様書等に対して質問することができる者は、上記2の参加資格を満たしている者とする。

イ 質問方法

・質問書（様式1）を電子システム（LoGoフォーム）の専用フォームにて行うこと。

専用フォームURL <https://logoform.jp/form/BJcW/570567>

※必ず電話等で送信した旨を伝え、受信されたことを確認すること。

※電話または口頭による質問は受け付けない。

ウ 質問期限

令和6年5月21日（火）正午まで

質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

エ 回答方法

質問に対する回答は、令和6年5月24日（金）頃までに市ホームページに掲載する。

なお、質問者の名称等は公表しない。

(4) 参加申込書等の提出

プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる提出書類を提出すること。

ア 提出書類

- ① 参加申込書（様式2）
- ② 事業者概要書（様式3）
- ③ 業務実施体制表
- ④ 使用を予定する寄附管理システムの仕様書
- ⑤ 【法人】履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）
- ⑥ 【個人】身分証明書
- ⑦ 【法人】国税（法人税、消費税および地方消費税）、都道府県税（法人事業税および法人都道府県民税）および市町村税の納税証明書（納期限が到来しているものの滞納がないことが確認できること。）
- ⑧ 【個人】国税（所得税、消費税および地方消費税）、都道府県税（個人事業税）および市町村税の納税証明書（納期限が到来しているものの滞納がないことが確認できること。）
- ⑨ ISMS認証（ISO27001）取得企業またはプライバシーマーク取得企業の場合、それらが分かる書類（例：認証書の写し等）

イ 提出方法

・電子システム（LoGoフォーム）の専用フォームにて行うこと。

専用フォームURL：<https://logoform.jp/form/BJcW/570850>

※必ず電話等で送信した旨を伝え、受信されたことを確認すること。

ウ 提出期限

令和6年6月5日（水）午後5時まで

エ 参加資格審査結果の通知

令和6年6月10日（月）に、参加申込のあったすべての者に参加資格審査結果を電子メールにて通知する。

(5) 企画・技術提案書等の提出

参加資格審査確認結果通知書により提案者として認められた者は、実施要領、仕様書および長浜市契約規則等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

ア 提出書類

- ① 企画・技術提案書
- ② 事業実施工程表
- ③ 価格見積書

④ 会社概要

※提出部数 9部（正本1部、副本8部）

イ 提出方法

郵送（書留郵便に限る。）または持参にて提出すること。

郵送の場合、郵便事故等により提出期限までに提出先へ到達しなかった場合であっても、市は責任を負わない。

ウ 提出先

〒526-8501 滋賀県長浜市八幡東町632番地（長浜市役所本庁4階）

宛先：『長浜市未来創造部未来こども若者局未来こども若者課』

エ 提出期限

令和6年6月19日（水）午後5時まで（必着）

(6) 企画提案に係るヒアリング審査

令和6年6月27日（木）に、提案の内容についてのヒアリング審査を行う。詳細な日時、場所については、個別に別途通知する。

ア プレゼンテーションソフト（Power Point等）資料や映像資料等の資料を使用することも可とするが、企画・技術提案書に記載の内容と整合が取れているものに限るものとし、事業者名が特定できる情報を含めないよう配慮すること。

イ プレゼンテーションに要する機材は提案者がすべて準備するものとするが、投影するための65インチモニター（HDMI端子による接続）については市で準備するため、使用を希望する場合は、事前に申し出ること。

ウ プレゼンテーションは、1者あたり3名までの参加とし、提案説明は、本業務の責任者または主担当者が行うものとする。

エ ヒアリング審査は1者あたり、概ね30分程度（提案説明20分および質疑応答10分）を予定する。

(7) 審査結果

ア 通知方法 ヒアリング審査を受けた全ての者に書面にて通知する。

イ 通知時期 令和6年7月上旬（予定）

(8) その他

ア 提出されたすべての書類は、返却しない。

イ 提出後の差し替えおよび追加・削除は認めない。

ウ 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。

エ 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。

オ 企画・技術提案書の提出は1者につき1案とする。

5 その他の留意事項

本プロポーザルの詳細は、実施要領、仕様書等による。